

おくやみハンドブック
〜ご遺族の方へ〜

富山市



ご遺族の方へ

このたびのご親族様のご逝去に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続や年金、保険など、様々なお手続きが必要となるかと存じます。

これらの手続は亡くなられた方によって内容が異なり、中には、複雑なものもあるため、ご遺族に大きな負担が生じることもあります。

富山市では、これらのご負担を少しでも軽減し、お手続きをスムーズに済ませていただけるよう、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが少しでもご遺族の皆様のお役に立てばと存じます。

また、このたび市民課内に「おくやみ相談コーナー」を設け、ご遺族からの情報をもとに、必要となる手続きや担当課をご案内しております。ぜひご利用ください。

富山市長 藤井 裕久

もくじ

1. 身近な人が亡くなられた後の手続等の流れ（目安）	P.2
2. 来庁時の持ち物について	P.2
3. チェックリスト	P.3
4. 市役所での手続	P.5
「住民登録」に関する手続	P.5
「税金」に関する手続	P.7
「健康保険と年金」に関する手続	P.10
「障害福祉」に関する手続	P.16
「介護保険」に関する手続	P.18
「子ども」に関する手続	P.19
「その他」の手続	P.21
5. 市役所以外での手続（参考）	P.25
6. 相続に関する手続（参考）	P.26

1. 身近な人が亡くなられた後の手続等の流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内	10か月以内	2年以内
届出・手続	○死亡届（7日以内） ○世帯主変更（14日以内） ○健康保険・年金関係の手続（14日以内） ○公共料金等の手続 ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認		○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議	○国民年金死亡一時金請求 ○葬祭費
税金		○所得税の準確定申告	○相続税の申告	

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。詳しくは、29ページを参照。

2. 来庁時の持ち物について

◆ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印
（※相続人代表及び喪主、年金請求者が来庁する場合）

※本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど
 - ☐ 2点で本人確認できる書類
健康保険・介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

◆亡くなられた方の必要なもの （該当する場合）

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの
（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、
後期高齢者医療被保険者証
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 重度心身障害者等医療費受給資格証
- ☐ 一部負担金助成該当者証
- ☐ 身体障害者手帳、
精神障害者保健福祉手帳、
療育手帳
- ☐ 自立支援医療受給者証

3. チェックリスト

亡くなられた方等についてのご確認		チェック欄	該当ページ	本庁担当課
住民登録	死亡届	☐	P. 5	1階 東館 市民課
	印鑑登録証、マイナンバーカード、通知カード 住民基本台帳カードを持っている	☐	P. 5	
	戸籍証明書・住民票除票の取得	☐	P. 6	
税金	納税通知送付先変更	☐	P. 7	2階 東館 市民税課 資産税課
	土地・家屋現所有者の申告	☐	P. 7	2階 東館 資産税課
	土地・建物・未登記家屋の名義変更	☐	P. 7～8	
	納税に関する相談	☐	P. 8	2階 西館 納税課
	市税等口座振替登録の変更・取消	☐	P. 8	
	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車または 名義変更	☐	P. 9	2階 東館 市民税課
	軽二輪・二輪の小型自動車・軽自動車の廃車ま たは名義変更	☐	P. 9	
健康保険 と 年金	後期高齢者医療保険の加入者である	☐	P.10	1階 西館 保険年金課
	国民健康保険の加入者である	☐	P.10	
	国民年金または厚生年金の被保険者・受給者で ある	☐	P.11～15	
障害福祉	障害者手帳を持っている	☐	P.16	1階 東館 障害福祉課
	障害に係る手当を受給している	☐	P.17	
	障害に係る医療費助成を受けている	☐	P.17	
介護保険	介護保険の被保険者である	☐	P.18	3階 東館 介護保険課

亡くなられた方等についてのご確認		チェック 欄	該当 ページ	本庁担当課
子ども	児童手当の受給者である	☐	P.17、19	3階 西館 こども福祉課
	父または母がひとり親になる	☐	P.19 ～ 20	
	ひとり親手当等の受給者である	☐	P.19 ～ 20	
	就学援助費を受給している	☐	P.20	Sakura ビル 7 階 学校教育課
その他	農地を持っている	☐	P.21	4 階 東館 農業委員会 事務局
	森林の土地を持っている	☐	P.21	4 階 東館 森林政策課
	飼い犬がいる	☐	P.21	
	上下水道、井戸を使用している	☐	P.22	

MEMO

[illegible]

4. 市役所での手続

住民登録

(1) 死亡届

手続・必要なもの	届出人
届出に基づき、火葬許可証を交付します。 ※閉庁時は市役所当直室で受け付けます。	親族、同居者、家屋管理人、成年後見人、 保佐人、補助人等
▼必要なもの ☐ 死亡届 (医師が作成した死亡診断書、または死体検案書) 1 通 ※後見人・保佐人・補助人及び任意後見人が届出をされる場合は登記事項証明書または裁判所の謄本。	問合せ先 1 階東館 市民課窓口⑩～⑬番 076-443-2075
届出できるのは、死亡地・亡くなられた方の本籍地・届出人の住所地・所在地です。	期限 亡くなられた日から7日以内 ※多くの場合は葬儀社が手続きを行います。

(2) 印鑑登録証の返還

手続・必要なもの	届出人
死亡日をもって印鑑登録は抹消されます。次のカードはお返しいただくか、破棄してください。	親族等
☐ 印鑑登録証 ☐ とやま市民カード	問合せ先 1 階東館 市民課窓口③～⑨番 076-443-2050
	期限 期限なし

(3) マイナンバーカード等の返納

手続	問合せ先
亡くなられた方がお持ちだった次のカードは、無効になります。 <u>返納の必要はありません。</u> 手続きは不要です。 ☐ マイナンバーカード ☐ 通知カード ☐ 住民基本台帳カード ※相続等の手続きにおいて、死亡された方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。	1 階東館 市民課窓口⑤②～⑥①番 076-443-2269

(4) 戸籍証明書の取得

▼必要なもの	請求者
相続の手続きに必要な戸籍証明書は届出がされてから取得できるようになるまで1週間～10日間程度かかります。 ※本籍地以外の役所に死亡届を届出された場合は、さらに時間を要します。	戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系の親族(父母・祖父母・子・孫)及び相続人(相続の対象であるか確認が必要になります)
▼必要なもの	問合せ先
☐ 本人確認書類	1 階東館 市民課窓口③～⑨番 076-443-2050
	期限
	期限なし

(5) 住民票除票の取得

手続・必要なもの	請求者
亡くなられた方の住民票の除票を取得する必要がある場合。	相続手続等の申請者 （相続であれば相続人の方、年金・保険金等であれば受取人の方）
▼必要なもの	問合せ先
□ 本人確認書類	1 階東館 市民課窓口③～⑨番 076-443-2050
※手続きの内容によっては次のものが become 必要になる場合があります。	期限
□ 関係が確認できる戸籍	期限なし
□ 疎明資料 （提出先からの案内文や生命保険証書等）	

MEMO

[illegible]

(1) 納税通知書等の送付先変更

手続・必要なもの	届出人
納税義務者が亡くなられたときは、送付先変更届を提出してください。変更後の送付先に納税通知書等を送付します。なお、亡くなられた納税義務者の財産を相続放棄される場合についても、担当課までご連絡ください。 ▼必要なもの ☐ 送付先変更届 (市役所または市のホームページに様式あり) ※市民税課と資産税課では様式が異なりますので、ご確認ください。	納税義務者の相続人
	問合せ先
	2 階東館 市民税課 076-443-2032 2 階東館 資産税課 076-443-2037
	期限
	速やかに

(2) 現所有者の申告について

手続・必要なもの	届出人
賦課期日(毎年 1 月 1 日)に納税義務者が死亡されている場合は、土地・家屋を現に所有している方(法定相続人等)の中から納税通知書を代表して受け取る方を決めて、申告していただく必要があります。 ▼必要なもの ☐ 固定資産現所有者申告書 ☐ 固定資産税現所有者課税用富山市預金口座総合振替依頼書 (市役所または市のホームページに様式あり)	納税義務者の相続人等
	問合せ先
	2 階東館 資産税課 076-443-2037
	期限
	速やかに

(3) 土地・建物の名義変更

手続・必要なもの	届出人
土地・家屋の所有者が亡くなられたときは、所有者の名義変更(登記)が必要になります。 ※所有権の移転登記が行われると、法務局から市へ通知がありますので、市への届出は必要ありません。 富山地方法務局へお問い合わせください。	相続人、代理人等
	問合せ先
	富山地方法務局 076-441-0550 2 階東館 資産税課 076-443-2034
	期限
	不動産の相続を知ってから 3 年以内 ※令和 6 年 4 月 1 日以前に相続した不動産は、令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 未登記家屋の名義変更

手続・必要なもの	届出人
未登記家屋の所有者が亡くなられたときは、家屋補充課税台帳名義人変更届を提出してください。	相続人、代理人等
▼必要なもの	問合せ先
☐ 家屋補充課税台帳名義人変更届 ☐ 旧名義人の除籍謄本及び新名義人の戸籍謄本または、法定相続情報一覧図 (いずれもコピー) ☐ 新名義人の住民票または、印鑑証明書 (いずれもコピー)	2階東館 資産税課 076-443-2035 076-443-2036
	期限
	速やかに

(5) 納税に関する相談

手続・必要なもの	届出人
納期限が過ぎていないものを含めた市税等に未納がある方が亡くなられたときは、納付方法等について相談してください。	納税義務者の相続人等
▼必要なもの	問合せ先
☐ 手続きされる方の本人確認書類 ※別途、相続人であることを確認できる書類(戸籍の写し等)を求める場合があります。	2階西館 納税課 納税第1～3係 076-443-2205 076-443-2029 076-443-2030
	期限
	速やかに

(6) 市税等口座振替登録の変更・取消

手続・必要なもの	届出人
市税等振替口座の名義人が亡くなった場合、口座が使用不可となるため、登録内容の変更もしくは取消が必要となります(郵送対応可能です)。	納税義務者の相続人等
▼必要なもの	問合せ先
☐ 手続きされる方の本人確認書類 ☐ (口座変更を行う場合)変更を希望する銀行口座の通帳またはキャッシュカード ☐ (口座変更を行う場合)銀行届出印 ※変更・取消の用紙は、お電話いただければ郵送も可能です。	2階西館 納税課 納税管理係 076-443-2027 076-443-2028
	期限
	速やかに

(7) 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車または名義変更

手続・必要なもの	届出人
次の車両の所有者が亡くなられたとき ・ 原動機付自転車 (総排気量 125cc 以下の原動機付自転車・ミニカー等) ・ 小型特殊自動車 (農耕作業用・フォークリフト等) ▼必要なもの (廃車の場合) ☐ 標識(ナンバープレート) ☐ 標識交付証明書 ☐ 届出人の本人確認書類 (名義変更の場合) ☐ 標識交付証明書 ☐ 相続人代表者からの譲渡証明書 ☐ 届出人の本人確認書類	相続人、代理人等 問合せ先 2 階東館 市民税課②番 076-443-2031 期限 ・ 廃車の場合は 30 日以内 ・ 名義変更の場合は 15 日以内

(8) 軽二輪・二輪の小型自動車・軽自動車の廃車または名義変更

手続・必要なもの	届出人
次の車両の所有者が亡くなられたとき ・ 3 輪以上の軽自動車 ・ 2 輪の軽自動車(総排気量 125cc を超え、250cc 以下のもの) ・ 2 輪の小型自動車(総排気量 250cc を超えるもの) ▼必要なもの ・ 3 輪以上の軽自動車 軽自動車検査協会富山事務所へお問い合わせください。 ・ 2 輪の軽自動車及び 2 輪の小型自動車 北陸信越運輸局富山運輸支局へお問い合わせください。	相続人、代理人等 問合せ先 軽自動車検査協会富山事務所 050-3816-1852 北陸信越運輸局富山運輸支局 050-5540-2044 期限 ・ 廃車の場合は 30 日以内 ・ 名義変更の場合は 15 日以内

MEMO

(1) 葬祭費の請求①

手続・必要なもの	届出人
後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行った方に葬祭費3万円を支給します。	葬儀を行った方
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の被保険者証 ☐ 葬祭を行ったことを確認できるもの(会葬礼状、新聞の慶弔欄、葬儀会社の請求書、葬儀会社の領収書のいずれか1つ) ☐ 振込先口座がわかるもの(喪主の方の通帳など)	問合せ先
	1 階西館 保険年金課⑰⑱ 高齢者医療係 076-443-2063
	期限
	葬儀を行った日の翌日から2年以内

(2) 葬祭費の請求②

手続・必要なもの	届出人
富山市国民健康保険の被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行った方に葬祭費3万円を支給します。 ※ただし、他の健康保険から葬祭費相当のものを受けられる場合は支給できません。	葬儀を行った方
▼必要なもの ☐ 亡くなられた方の被保険者証 ☐ 葬祭を行ったことを確認できるもの(会葬礼状、新聞の慶弔欄、葬儀会社の請求書、葬儀会社の領収書のいずれか1つ) ☐ 振込先口座がわかるもの(喪主の方の通帳など)	問合せ先 1 階西館 保険年金課^⑭～^⑰ 給付係 076-443-2064 期限 葬儀を行った日の翌日から2年以内

MEMO

[illegible]

(3)年金受給権者死亡届

届出人	届出先
遺族等	問合せ先 ・ 厚生年金を受給されていた方 富山年金事務所 076-441-3926 ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金を受給されていた方 1 階西館 保険年金課^⑱番窓口 076-443-2067 ・ 各共済組合から年金を受給されていた方 各共済組合
期限	・ 厚生年金は亡くなられた日から 10 日以内 ・ 国民年金は亡くなられた日から 14 日以内

MEMO

[illegible]

(4) 未支給年金の請求

届出人	届出内容
遺族の範囲及び順位は ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他三親等内の親族	亡くなられた方に未支給年金があるときは、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。 ※亡くなられた方に一定の遺族がいる場合、遺族年金等を受け取ることができる場合があります。
問合せ先	必要なもの
・厚生年金を受給されていた方 富山年金事務所 076-441-3926 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金を受給されていた方 1 階西館 保険年金課⑯番窓口 076-443-2067 ・各共済組合から年金を受給されていた方 各共済組合	▼必要なもの 年金確認表(P.15)をご確認ください。
期限	
受給権者の年金の支払いの翌月 1 日から 5 年以内	

MEMO

[illegible]

(5) 死亡一時金の請求

手続・必要なもの	届出人
死亡日の前日において3年以上国民年金の保険料を納付された方が、年金を受給しないで死亡された場合、その方と生計同一であった遺族が死亡一時金を受給できます。 ▼死亡一時金の額 保険料を納付した月数に応じて120,000円から320,000円 ▼必要なもの 年金確認表(P.15)をご確認ください。	亡くなられた方と生計を同一にしていた ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他三親等内の親族
	問合せ先
	1階西館 保険年金課⑨番窓口 076-443-2067
	期限
	亡くなられた日の翌日から2年以内

(6) 寡婦年金の請求

手続・必要なもの	届出人
死亡日の前日において「第1号被保険者」として保険料を納付した期間(免除期間も含む)が10年以上ある夫が、年金を受給しないで死亡された場合、妻が、60歳から65歳になるまでの間寡婦年金を請求できます。 ▼年金額 夫の「第1号被保険者」期間だけで計算した老齢基礎年金の3/4 ▼必要なもの 年金確認表(P.15)をご確認ください。	夫が亡くなられた当時、亡くなられた夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた65歳未満の妻(妻自身の老齢基礎年金受給前であること)
	問合せ先
	1階西館 保険年金課⑨番窓口 076-443-2067
	期限
	亡くなられた日の翌日から5年以内

MEMO

(7) 遺族基礎年金の請求

手続・必要なもの	届出人
被保険者または老齢基礎年金の受給期間が 25 年以上ある方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給できます。 ▼保険料納付要件 ・死亡日の前日において、死亡日のある月の前々月までの国民年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。 ・または、令和 8 年 3 月 31 日以前の死亡日において 65 歳未満であり、死亡日のある月の前々月までの 1 年間に未納がないこと。 ▼年金額(令和 6 年度) 816,000 円+子の加算 [68 歳以上] 813,700 円+子の加算 ※子の加算 第 1 子、第 2 子：各 234,800 円 第 3 子：各 78,300 円 ▼必要なもの 年金確認表(P.15)をご確認ください。	亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者または子 ※子の条件 ・ 18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない子 ・ 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の障害者 ・ 婚姻していない方 問合せ先 ・ 厚生年金保険の被保険者や「第 3 号被保険者」 富山年金事務所 076-441-3926 ・ 「第 1 号被保険者」 1 階西館 保険年金課⑨番窓口 076-443-2067 ・ 各共済組合の被保険者 各共済組合 期限 亡くなられた日の翌日から 5 年以内

(8) 遺族厚生年金の請求

手続・必要なもの	届出人
詳しくは富山年金事務所にお問い合わせください。 ※混雑のため、事前予約をお勧めします。予約方法について、P23「年金について」をご確認ください。	問合せ先 富山年金事務所 076-441-3926 期限 亡くなられた日の翌日から 5 年以内

▶ 年金確認表 必要書類一覧

A: 未支給年金 B: 死亡一時金 C: 寡婦年金 D: 遺族基礎年金 E: 遺族厚生年金

●=持参するもの

A	B	C	D	E	必要書類	
●	●	●	●	●	① 年金手帳または基礎年金番号通知書(亡くなられた方のもの)	
●	●	●	●	●	② 年金証書(亡くなられた方のもの) ※亡くなられた方が年金を受給していた場合	
●	●	●	●	●	③ 請求者名義の預金通帳	
●	●	●	●	●	④ 請求者の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)	
			●		⑤ 請求者及び加算額対象者全員のマイナンバーカード または通知カード	
●	●	●	●	●	⑥ 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード	
●	●	●	●	●	⑦ 亡くなられた方の住民票除票 (死亡日及び続柄等が記載されているもの)	★
●	●	●	●	●	⑧ 請求者の世帯全員が記載されている住民票 (続柄等が記載されているもの)	★
			●		⑨ 亡くなられた方と請求者及び加算額の対象者全員との身 分関係を明らかにできる戸籍謄本	
●	●	●		●	⑩ 亡くなられた方と請求者との身分関係を明らかにできる 戸籍謄本等	
●	●	●	●	●	⑪ 生計同一関係に関する申立書 (亡くなられた方と請求者が同住所、同一世帯の場合は不要)	
		●	●	●	⑫ 死亡診断書(写し可)または市区町村が発行する 死亡届の記載事項証明書	
		●	●	●	⑬ 請求者の所得証明書((非)課税証明書等)	★
			●		⑭ 学生証または在学証明書(高校生の場合)	★
		●	●	●	⑮ 死亡の原因が第三者行為による場合(別途書類必要)	
●	●	●	●	●	⑯ 委任状 (請求者本人が年金事務所等へ手続に行けない場合)	

★マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバーが記載されている住民票をご持参いただければ、⑦、⑧、⑬、⑭は省略できる場合があります。なお、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致していれば、マイナンバーを証明する書類として通知カードを使用できます。

※厚生年金加入者・受給者の方は年金事務所へお問い合わせください。
ご遺族の状況等により、必要書類以外にも提出が必要となる場合があります。

(1)手帳の返還

届出人	届出先
親族、後見人等	問合せ先 ・身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの場合 1 階東館 障害福祉課②番 076-443-2056 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合 保健所保健予防課 蜷川 459-1 076-428-1152 中央保健福祉センター 星井町二丁目 7-30 076-422-1172 北保健福祉センター 岩瀬文化町 23-2 076-426-0050 大沢野保健福祉センター 高内 365 076-467-5812 大山保健福祉センター 上滝 567 076-483-1727 八尾保健福祉センター 八尾町福島 200 076-455-2474 西保健福祉センター 婦中町羽根 1105-7 076-469-0770
期限	速やかに

MEMO

[illegible]

(2) 受給者証の返還

手続・必要なもの	届出人
障害者の方で自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)、小児慢性特定疾病医療、特定医療費(指定難病)、心身障害者医療費助成の受給者証をお持ちの方が亡くなられたとき、受給者証の返却手続きが必要になります。 受給者証をお持ちの上、窓口にお越しください。 ▼必要なもの ☐ 各種受給者証 ☐ 手続きに来る方の身分確認書類	親族、後見人等
	問合せ先
	・自立支援医療(更生医療)、心身障害者医療費助成の受給者証をお持ちの場合 1 階東館 障害福祉課②番 076-443-2102 ・自立支援医療(育成医療・精神通院医療)、小児慢性特定疾病医療、特定医療費(指定難病)の受給者証をお持ちの場合 保健所保健予防課 蜷川 459-1 076-428-1152 中央保健福祉センター 星井町二丁目 7-30 076-422-1172 北保健福祉センター 岩瀬文化町 23-2 076-426-0050 大沢野保健福祉センター 高内 365 076-467-5812 大山保健福祉センター 上滝 567 076-483-1727 八尾保健福祉センター 八尾町福島 200 076-455-2474 西保健福祉センター 婦中町羽根 1105-7 076-469-0770
	期限
	速やかに

(3) 特別児童扶養手当の消滅

手続・必要なもの	届出人
手当受給者が亡くなられたときに必要となる手続きです。 ▼必要なもの ☐ 特別児童扶養手当証書(交付されている方のみ) ☐ 支給対象児童名義の口座確認書類 ※その他必要に応じて、提出していただく書類があります。	親族等
	問合せ先
	3 階西館 こども福祉課 076-443-2249
	期限
	速やかに

(1) 被保険者証の返還

届出人	手続・必要なもの
親族、同居人、相続人、ケアマネジャー等	以下の方は、被保険者証等の返却が必要になります。窓口にお越しください。 ・富山市に在住されていた 65 歳以上の方 ・富山市に在住されていた 40 歳以上 65 歳未満の方で、医療保険に加入しており、要介護・要支援と認定された方 ・上記以外の 40 歳以上 65 歳未満の方で、被保険者証の交付申請をされた方。
問合せ先	
3 階東館 介護保険課 076-443-2043	
期限	
速やかに	▼必要なもの ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証(※) ☐ 介護保険負担限度額認定証(※) (※)要介護・要支援認定のある方

MEMO

[illegible]

(1) 児童手当の認定請求または未支払手当請求

手続・必要なもの	届出人
受給者が亡くなられたときに必要となる手続きです。	親族等
▼必要なもの	問合せ先
☐ 新たに受給者になる方の口座確認書類 ☐ 支給対象児童名義の口座確認書類 ☐ 新たに受給者になる方の健康保険証の写し	3階西館 こども福祉課 076-443-2249
	期限
	亡くなられた日の翌日から 15 日以内

(2) 児童手当の額改定または消滅届

手続・必要なもの	届出人
対象児童が亡くなられたときに必要となる手続きです。	受給者
	問合せ先
	3階西館 こども福祉課 076-443-2249
	期限
	速やかに

(3) 児童扶養手当等の認定請求

手続・必要なもの	届出人
18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで(児童に基準以上の障害がある場合は 20 歳未満まで)の児童を監護している父または母等が亡くなられたとき	新たに対象児童を監護(養育)する方
▼必要なもの	問合せ先
☐ 新たに対象児童を監護する方名義の口座確認書類 ☐ 支給対象児童と新たに対象児童を監護する方の健康保険証 ☐ 戸籍謄本(受給資格者及び対象児童のものと、父または母死亡の記載があるもの) ☐ マイナンバーカード ☐ 年金証書	3階西館 こども福祉課 076-443-2055
※詳しくはお問い合わせください。	

(4) 児童扶養手当等の受給者の資格喪失届及び未支払手当請求

手続・必要なもの	届出人
受給者が亡くなられたときに必要となる手続きです。	死亡届出義務者
▼必要なもの ☐ 児童扶養手当証書 ☐ ひとり親家庭等医療費受給資格証 ☐ 対象児童の通帳(未払いがある場合) ※詳しくはお問い合わせください。	問合せ先 3階西館 こども福祉課 076-443-2055 期限 亡くなられた日から 14 日以内

(5) 児童扶養手当等の額改定届(減額)または資格喪失届

手続・必要なもの	届出人
対象児童が亡くなられたときに必要となる手続きです。	受給者
▼必要なもの ☐ 児童扶養手当証書 ☐ ひとり親家庭等医療費受給資格証	問合せ先 3階西館 こども福祉課 076-443-2055 期限 亡くなられた日から 14 日以内

(6) 就学援助費受給申請

手続・必要なもの	届出人
経済的な理由により、お子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りのご家庭に対し、学校給食費や学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助します。 申請はお子さんが通っている学校で行ってください。 ※すでに申請されている方で、世帯状況に変更があった場合は、必ず学校へご連絡ください。	保護者
▼援助を受けることができる方 ・生活保護を受けている方 ・申請年度の前年中の同居の方全員の総所得額が、生活保護基準額の 1.2 倍未満の世帯である方	問合せ先 Toyama Sakura ビル 7 階 教育委員会 学校教育課 076-443-2134 期限 速やかに
▼必要なもの ☐ 富山市就学援助認定申請書 ☐ 同居している方全員の住民票の写し ☐ 同居している方全員の所得に関する証明書 ☐ その他(児童扶養手当証書の写し、家賃の金額が確認できるもの等) ※詳しくはお問い合わせください。	

その他

(1) 農地(田・畑)の名義変更

手続・必要なもの	届出人
農地を相続される場合は、富山地方法務局で相続登記の手続きが必要になります。 登記後 10 か月以内に届出が必要です。 ▼必要なもの ※詳しくはお問い合わせください。	相続される方
	問合せ先
	富山地方法務局 076-441-0550
	4 階東館 農業委員会事務局 076-443-2124
	期限
	登記後 10 か月以内

(2) 森林の土地の名義変更

手続・必要なもの	届出人
所有者が亡くなられてから 90 日以内に届出が必要です。 ▼必要なもの ☐ 森林の地番がわかる書類 ☐ 森林の位置を示す図面 ※登記上の地目が山林以外でも届出の対象となる場合があります。	新たに森林の土地の所有者になられた方
	問合せ先
	4 階東館 森林政策課 076-443-2019
	期限
	亡くなられた日から 90 日以内

(3) 飼い犬の登録事項の変更

手続・必要なもの	届出人
亡くなられた方が犬の飼い主だった場合、所有者の変更届の提出が必要です。 富山市公式 LINE で手続きできます。	新しい飼い主となる方
	問合せ先
	蛭川 459-1 保健所 生活衛生課 076-428-1154
	期限
	速やかに

(4) 上下水道に関する手続

手続・必要なもの 亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または中止手続が必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続が必要です。 ▼必要なもの ※詳しくはお問い合わせください。	届出人 親族、同居者
	問合せ先 牛島本町二丁目 1 番 20 号 上下水道局 料金課 076-432-8587（名義変更または中止） 076-432-8513（井戸水の使用人数の変更）
	期限 速やかに

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〔相談窓口〕

【相続登記についてのご案内】	【大切な人を亡くされた方へ ～こころの相談電話のご案内～】
富山県司法書士会総合相談センターでは相続に関する登記の無料相談を行っていますので、ご活用ください。 (電話：076-445-1576)	つらい気持ちや不安に思っていることなどを、ひとりで抱え込まずご相談ください。匿名でもご相談いただけます。 (電話：076-428-2033 保健所保健予防課 ハートSOSダイヤル)

〔主な連絡先〕

【富山市役所・各行政サービスセンター等・保健所保健予防課】		
市民生活部市民課		076-443-2050
大沢野行政サービスセンター	市民係 地域福祉係	076-467-5810 076-467-5811
大山行政サービスセンター	市民係 地域福祉係	076-483-1212 076-483-1214
八尾行政サービスセンター	市民係 地域福祉係	076-454-3114 076-455-2461
婦中行政サービスセンター	市民係 地域福祉係	076-465-2115 076-465-2114
山田中核型地区センター		076-457-2111
細入中核型地区センター		076-485-2111
保健所保健予防課		076-428-1152

【その他の機関】	
富山地方法務局	076-441-0550
協会けんぽ富山支部	076-431-6155

【年金について】	
日本年金機構 富山年金事務所	076-441-3926（音声案内後1を押して2）
年金相談・お手続きの際は、 予約相談 をご利用ください。	
予約相談の実施時間帯 8：30～18：00（月曜日） 8：30～16：00（火～金曜日） 9：30～15：00（第2土曜日）	
予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！	
ゴ ヨ ヤ ク フ 0570-05-4890	
＜予約受付番号受付時間＞ 月～金（平日） 8：30～17：15	
○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。	
○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。	
○お近くの年金事務所でも受付しています。	

MEMO

[illegible]

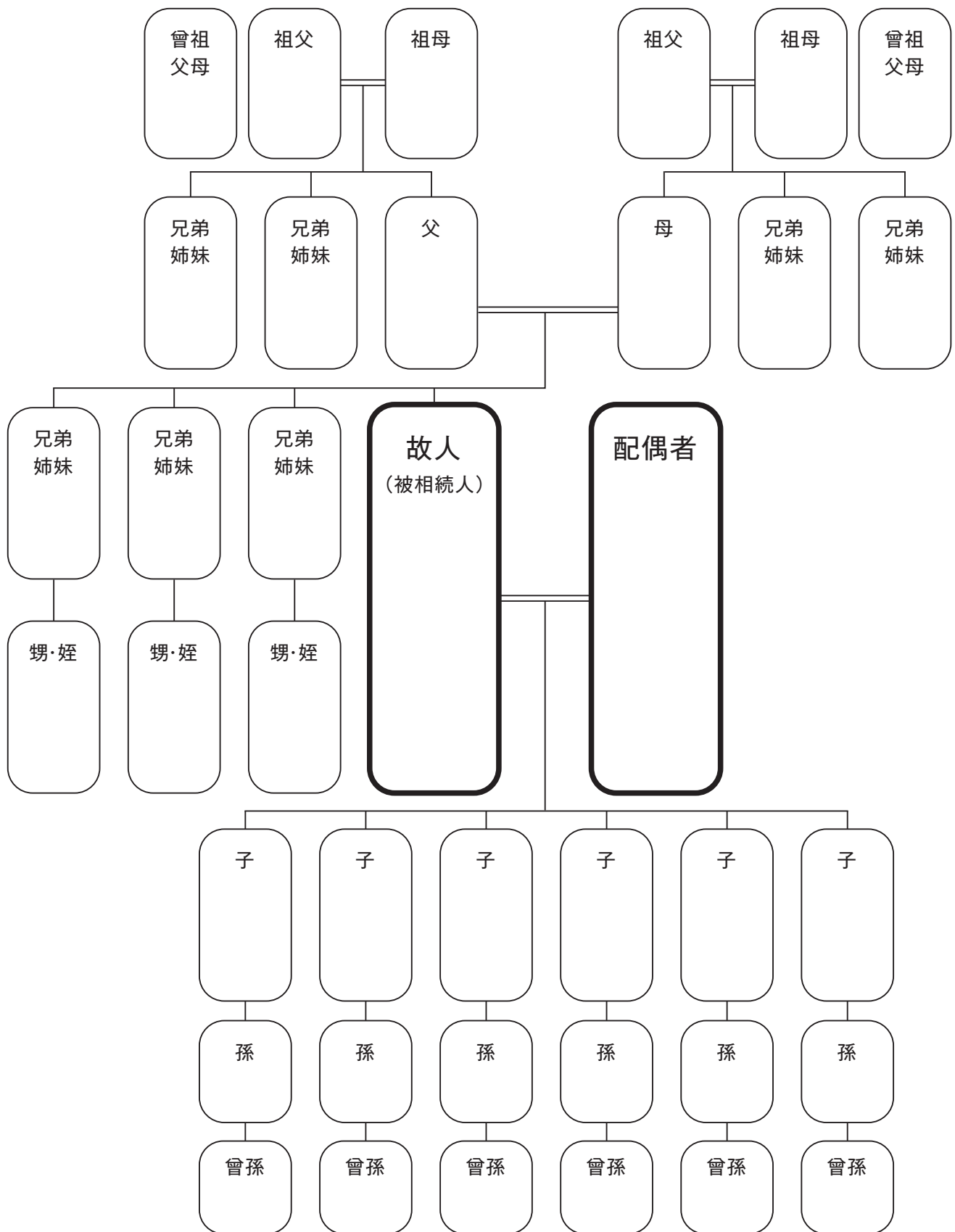
5. 市役所以外での手続（参考）

	項目	手続先	問合せ先
☐	運転免許証の返還	最寄の警察署 運転免許試験場	富山警察署 076-444-0110（中央） 富山市運転教育センター 076-441-2211
☐	軍人恩給の支給申請	郵送で申請	総務省恩給相談室 03-5273-1400
☐	社会保険・共済保険・船員保険・ 国民健康保険組合	勤務先等	勤務先等
☐	銀行での相続関係・名義変更 の手続	ゆうちょ銀行の場合 最寄りの郵便局窓口	郵便局案内窓口
		その他銀行の場合 取引銀行	取引銀行の総合案内窓口
☐	保険関係の手続 (請求等)	労災保険 勤務先または、管轄の労働基 準監督署	勤務先または、管轄の労働基準 監督署 富山：076-432-9141
		雇用保険 受給している公共職業安定所 窓口	受給しているハローワーク窓口 富山：076-431-8609
		生命保険 民間会社の保険 取引会社の営業窓口	取引会社のお客さま相談窓口
		かんぽ生命 最寄の郵便局保険担当窓口	最寄の郵便局保険担当窓口
☐	クレジットカードの解約等	各クレジットカード発行会社	各クレジットカード発行会社
☐	有価証券の名義変更等	取引証券会社	取引証券会社
☐	電気・ガスの名義変更	管轄の事業所・営業所	管轄の事務所・事業所または お客さま相談室
☐	固定電話の名義変更等	取引会社	取引会社のお客さま相談窓口 (NTT は 116 センター)
☐	NHK の名義変更等	NHK フリーダイヤル窓口	NHK のフリーダイヤル窓口 0120-151515
☐	携帯電話の解約等	取引会社の店舗窓口	取引会社のお客さま相談窓口

6. 相続に関する手続（参考）

	項目	期日	備考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地で取得できますが、転籍等されていれば複数の市区町村で取得する必要があります。また、取得には関係性が確認できる戸籍謄本が必要な場合があります。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で探索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせをしてください。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得してください。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から亡くなられた日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円 ＋600万円×法定相続人の数

家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

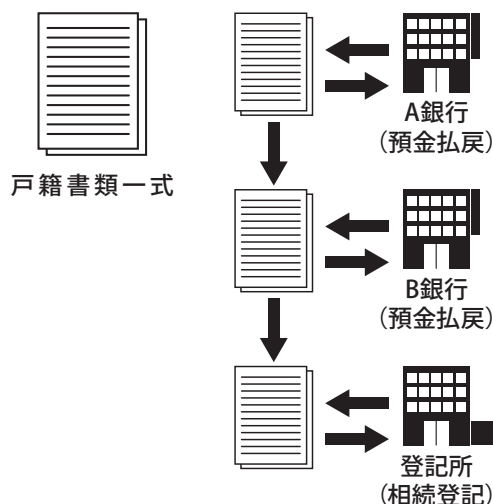
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

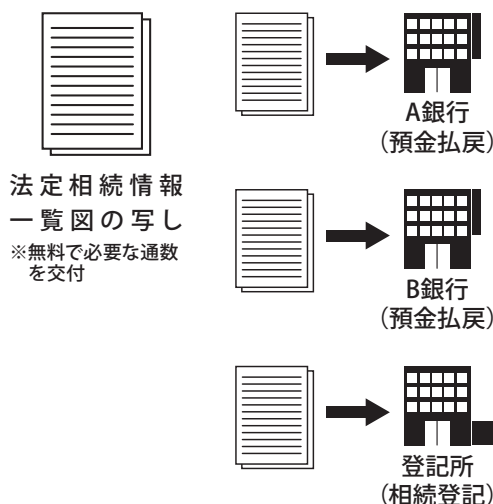
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



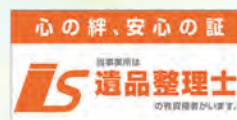
法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法定相続情報

検索



遺品整理士の資格を取得している
スタッフがお伺いします。



介護福祉士の資格を持ったスタッフが
心に寄り添いお手伝いします。

家具一つから家一軒丸ごと何でも、
まずはご相談ください！

思い出が詰まった
大切な品を丁寧に取り
扱い、故人、ご遺族の
想いを汲み取った対応
を心掛けています。

遺品整理

今まで歩んできた
人生の軌跡を振り
返りながら、一緒に
「物・心・想い」を
整理いたします。

生前整理

片付けたい！
と思った今が
チャンスです！
私たちが必ず力に
なります。

お片付け

一人一人の
想いを第一に、
ひとつひとつ
丁寧に査定させて
頂きます。

古物査定買取り

ご自宅内の整理だけ
でなく、お客様の
お気持ちの整理や
お悩みを各専門家と
連携し解決します。

空き家整理

人・モノ・環境に
やさしい「すてない
ゴミやさん」を
目指し取り組んで
います。

SDGs

遺品整理士認定協会 第 IS26758 号 地区統括会員
古物商許可 富山県公安委員会 第 501160000242 号
生前整理診断士 第 39SSA04565 号

富山県産業廃棄物収集運搬許可 許可番号 01606238955
富山市 SDGs サポーター

お見積り・ご相談
無料



090-1310-6112

営業時間 09:00 ~ 18:00 年中無休

CLEAN HERO

すてないゴミやさん

富山県富山市長附 400-3



◀LINE 公式 @919kplyr

<https://clean-hero.com/>

クリーンヒーロー 富山

検索



本誌ご持参で、見積総額から 5% オフ



立苑
こ りゅう えん

お墓を建てたいけど どうしよう…

とお悩みの方

お墓の将来は霊苑が責任を持って対応します。

お子様お孫様に負担をかけません

跡取りがない方でも安心な墓地

永代使用タイプ

2柱 納骨



69.6万円~

一世代供養墓
(墓地代などすべて含む)

4柱 納骨



110万円

桜花壇の墓
(墓地代などすべて含む)

3.8m ²	: 35万円
2.4m ²	: 25万円
2.1m ²	: 21万円
0.9m ²	: 12万円

基礎コンクリート代込み価格
建墓前の除草は不要
契約後の譲渡が可能な墓地です。

墓地会費 建立迄 2,000円/年
建立後 5,000円/年



他にも紹介可能な墓地あります

ふじたせきそう

検索

ホームページでも
ご紹介しております。

回 藤田石装(株)

〒939-3548 富山市三郷 5 番地 TEL (076)478-3200

樹木葬タイプ墓地



60.4万円

想いの壁
お二人様まで納骨可。設備・墓地会費・字彫り・納骨料 すべて込み



88.8万円

花と緑の墓

契約後、
追加料金は一切不要。

最後の方が納骨されてから 13 年間霊苑が責任
を持って維持管理します。
その後、お骨は合葬墓にて永代供養
されます。

レンタル墓

NEW

初期費用	8万円
レンタル料 年間	1.7万円
5年プラン では	16.5万円
お二人同時納骨の場合 一人当たり	8.25万円

想いの壁
最下段のみレンタル使用可



価格はすべて税込

本社展示場 50 基展示 ご来場感謝価格品多数展示

100万円以下のお墓も展示
墓じまいのご相談も
承ります

カラッと納骨



大切な家族を
明るくさわやかな
納骨室へ

当社で建てた方の70%が選ばれています。

お気軽にお問い合わせ下さい

お電話で ➡ **0120-057-148**



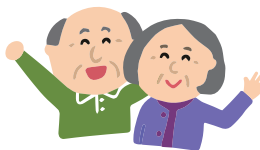
ラインで ➡
メールで
info@fujita-stone.co.jp



EIKI Inc.

For the next generation

親から子 子から孫へ



代々引き継いできた家屋を次の世代へと、新しい形に変えて引き継ぐためのスタート。
それが、これからの解体工事の役割だと思っています。

解体
工事



解体できるものは
なんでも解体いたします

ビルやアパート・家屋から、
物置や犬小屋まで。
また、住宅やテナントのリフ
ォーム等の内装もできます。



1 解体工事

- ・家屋、住宅の解体
- ・ビルやアパートの解体
- ・店舗や工場などの解体
- ・木造建物の解体
- ・RC 造
(鉄筋コンクリート造) 解体
- ・S 造 (鉄骨) 解体 など

2 小規模解体工事

- ・母屋の解体
- ・車庫の解体
- ・塀やお庭の撤去
- ・犬小屋の解体
- ・物置やプレハブの撤去
- ・サンルーム、ウッド
デッキの撤去 など

3 プチ解体

- ・堀と庭を解体してカーポートに
- ・納屋を解体して駐車場に
- ・古くなったサンルームを
壊してスッキリと
- ・庭を撤去してジャリを敷く
- ・腐食が進んだウッドデッキを
壊してコンクリートに など

4 内装解体

- ・住宅のリフォーム時の解体
(浴室・便所・キッチンなど)

5 原状回復解体

- ・飲食店舗の閉店に伴う
内装解体工事

6 スケルトン解体

- ・マンションの一室を完全リフォームや
リノベーションに伴う内装解体

7 部分解体

- ・工場のボイラーや配管設備
などのやり替えに伴う解体

不用品
買取



リサイクル事業部に
お任せください



見積り査定無料！
なんでも買取いたします

他社では引き取れない品物も、エイキリサ
イクルなら無料でお引き取りいたします。
あなたの大切な思い出を大切に、新しい価
値を見出すために私たちがお手伝いします。

不用品買取 / リサイクル

お部屋の整理や不用品の処理に
困ったら、エイキリサイクルに
お任せください。あなたやご家
族が、先代から受け継がれた古
道具、大事にされてきた着物、
使われなくなったブランド品、
貴金属や腕時計、そして、贈答
品や家具など、あらゆる品物を
心を込めて取り扱います。



- 先代から大切にされた古道具
- 長年筆筒で眠っていた大切な着物
- 使われなくなったブランド品のバッグやアクセサリ
- 不要になった貴金属や腕時計
- 使われずに残っている贈答品
- 不必要になった家具
- その他の日常雑貨 などなど

解体工事業許可：富山県知事登録 ー 16 第 32 号 ※一般廃棄物の収集運搬は、許可事業者に提携して行っております。
公安委員会許可古物商：富山県：許可番号第 501150000445



EIKI Inc. 株式会社 エイキ
〒930-0996 富山市新庄本町3丁目1-13
TEL 076-452-3899 FAX 076-452-4025
0120-720-252
Free Dial

富山市、立山町、上市町、滑川市周辺で

相続登記、相続放棄など

相続のことなら 南司法行政測量事務所へ



「どうしたらいいの?」というお悩みに
全力でサポートさせていただきます。

／ ひとりで悩まずにまずはご相談ください ／

初回
相談無料

安心の
事前
お見積り

60年の
実務経験



司法書士・行政書士
土地家屋調査士
南 昌樹

南司法行政測量事務所

☎ 076-432-3373

FAX : 076-432-3584

URL : <http://minami-sgs-office.biz/>

〒930-0029 富山市本町 10-10

富山市電「桜橋」から徒歩1分



ホームページは
こちらから

不動産に関するお困りごとを 解決します！

突然の相続に不安はございませんか？

ご実家の「**空き家問題**」解決の第一歩は
FP不動産センターへご相談ください。

お客様にとってベストな解決策を一緒に見つけます！

FP(ファイナンシャルプランナー)が
分かりやすくお答えします！



売却・買取査定

利活用提案書

無料で
承ります

FP-OS倶楽部所属の各種専門家
(弁護士・税理士・司法書士など)をご紹介します！

ご来店・ご相談で
QUOカードプレゼント！
(1,000円)



※本誌をご持参ください。
※配布期間 2024年7月1日～2025年6月30日

お問い合わせはお気軽にこちらまで

FP 株式会社FP不動産センター

076-407-0743

E-mail info@fp-navi.net

〒939-8202 富山市西田地方町1-4-16
(富山地方裁判所・検察庁前)

営業時間 10:00～18:00
定休日 毎週水曜日/祝祭日

FP不動産センター 🔍 検索

ホームページは
コチラからも



免許番号：宅地建物取引業、富山県知事(3)第2863号 / 賃貸住宅管理業、国土交通大臣(2)002563号 / 住宅宿泊管理業、国土交通大臣(01)第F03093号

相続

初回相談料

**45分
無料**

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

ご遺族様にとってよりよい
相続となるようお手伝いいたします。

不安やお悩みなどなんでも
ご相談ください。

／ 私たちがサポートいたします。 ／

よくあるお困りごと

*** 1 ***

相続人・相続財産の調査

- ▶ 法定相続人の調査のための戸籍調査が面倒。
- ▶ 相続財産がどれだけあるのかわからない。

よくあるお困りごと

*** 2 ***

遺産分割協議書の作成

- ▶ 相続財産をどう分けたいかわからない。
- ▶ 遺産分割協議書を作成して欲しい。

よくあるお困りごと

*** 3 ***

銀行等の各種手続き

- ▶ 金融機関の相続手続きが面倒。
- ▶ 故人の携帯、ネット関連、公共料金など手続きが煩雑。

よくあるお困りごと

*** 4 ***

不動産価格の評価

- ▶ 相続財産の内、不動産の価格がわからない。
- ▶ 相続した不動産をどう分けたいかわからない。



～ 争いごとや税金などについては、連携している弁護士・税理士等の専門家をご紹介致します。～

信頼と実績の

**ただ不動産鑑定事務所
ただ行政書士事務所**

市民プラザ向かい

駐車場あり

〒930-0084 富山県富山市大手町5-12 野口ビル2F

ご相談にいらっしゃる際は、こちらのハンドブックをお持ちください。

相続専用
ダイヤル

080-5850-8171

月 火 水 木 金 土 日 祝

電話受付時間

9:00～17:00

17:00～20:00

●お電話に即時応答できない場合は、こちらから折り返しご連絡致します。



info@toyamasouzoku.com

ただ相続とやま

検索

toyama-kantei.com



美術品・骨董品 高価買取

鑑定無料

出張買取

即日現金



こんなことをお考えのあなたへ

- ☐ 蔵や自宅の整理をしたい
- ☐ 趣味の収集品を鑑定してみたい
- ☐ 遺品整理をしたい
- ☐ 生前整理を考えている



何が売れるのか分からないし、家にある品の
作者も作品名も分からないんだけど…

お任せください！専門の鑑定士が出張
いたします。家の整理ついでの鑑定也大歓迎！

出張買取
110番

るる屋

LINE無料査定も受付中！
遺品整理・生前整理の
前にぜひお試し下さい！



110番 サンキュー早い

0120-110-398
076-413-5110

るる屋 富山



株式会社RuRu

富山県富山市二口町1-9-2 アールビル1階

古物商許可番号：第501160000217号

法人登録番号：第2230001019584号

年中無休9：00-19：00

相続・遺言・終活…

あなたのお悩み、 行政書士ラポール法務事務所へ お気軽にご相談(無料)ください!

相続
手続き

遺言書
作成

おひとりさま
準備・対策

終活
墓じまい等

相続専門事務所として、

「地域密着、心に寄り添う」がモットーです。

成年後見人としてご高齢の方のサポートもしております。

また弊所が総合窓口となり、

税理士(相続税)・司法書士(不動産登記)等の専門家、

墓石店・不動産会社・遺品整理会社、寺院等と連携し、

最後の解決まで、一貫してサポートしております。



相続・終活コンサルタント
行政書士 川筋 真



老人クラブ様、各種団体様へ出向き、
「エンディングノート・終活セミナー」を
積極的に行っております。

所在地 五福公園、富山商業そば 大駐車場あり

〒930-0866
富山市高田527
情報ビル5階



HP
<https://rapport-toyama.com/>
メール
info@rapport-toyama.com



相続・遺言・終活支援の専門家
行政書士ラポール法務事務所

お気軽にお問合せ・
ご相談ください

☎050-1062-8795

☎090-1392-5256 担当者直通

不在時のご伝言をお願いします。HP、メールからも受付しております。

平日9:00~18:00、土日・夜間も対応(要予約)、個室相談、守秘義務徹底

本誌ご持参で、じっくり60分無料相談、さらに弊所規定報酬から5%割引いたします。

富山市で
素敵なお墓を
お探しの方へ



カタログ無料
プレゼント！

164種類から選べるお墓カタログ

大切な方への思いを形にする、デザイン墓石を多数ご用意。
ぜひ、無料カタログをお取り寄せください。

カタログ請求はコチラ ➡



お電話でもどうぞ ☎076-424-0223



金山石材店

〒939-8104 富山市西番1-86
<https://kanayamasekizai.com/>

金山石材店



☎ 076-424-0223

FAX 076-424-0232

営業時間 9:00～18:00

年中無休



地域密着のスピードと全国の販売網をフル活用



ハウストゥイメージキャラクター
古田 敦也 氏

家・土地・マンション 売 るなら、 買 うなら。

🏠 戸建

🏢 マンション

🌳 土地

🏢 収益物件



お気軽にお問い合わせください

査定
無料

店舗数
No.1

不動産売買仲介専門
フランチャイズ

「ビジネスチャンス」
(2023年12月22日発行・
2024年2月号)より

- ✓ 今住んでいる家の金額が知りたい
- ✓ 住み替えを考えているので高く売りたい
- ✓ ご近所にわかりにくく売りたい
- ✓ とにかく早く現金化したい
- ✓ 初めてのことで色々不安がある
- ✓ 売却するか悩んでいる

家・不動産いくらかな？



📱 スマホで今すぐ▶

ハウストゥ 総曲輪 売りたい 🔍



HOUSEDO

ハウストゥ 総曲輪

野村建設株式会社

全国ネットワーク703店舗
(オープン準備中含む) 2024年5月末現在

富山県知事 (1) 第3140号
(公社) 全日本不動産協会会員
(公社) 不動産保証協会会員
北陸不動産公正取引協議会加盟

TEL: **076-471-8245**

H P: <https://sougawa-housedo.com>

FAX: 076-471-8246

【営業時間】9:00~18:00 【定休日】土曜日・日曜日

〒930-0083 富山県富山市総曲輪3-2-25

仲介
売買

相続不動産

こんなお悩みありませんか？



相続したけど
何をしたいかわからない



少しでも高く売却して
現金化したい



お家の資産価値を
知りたい



空き家と残置物を
丸ごと買い取ってほしい

エーピーエスはグループ企業含め

創業80周年

創業80周年ならではの

実績

信頼

安心

をお約束します！



TVCM

でおなじみ！

無料相談

秘密厳守

無料査定

高価買取



まずはお気軽にご相談ください！



〒939-8205富山市新根塚町3丁目1-1

0120-011-768



ホーム
ページ



スマホから
お問い合わせ



富山県知事免許（2）第2959号（公社）富山県宅地建物取引業協会会員北陸不動産公正取引協議会加盟

相続手続きのお困りやお悩み

相続人の皆さまに代わって、
〈ほくぎん〉が相続手続きを代行します。

どんな書類を揃えるの？
何から始めればいいのか？
手続きに期限はあるの？

相続人が遠方に住んでいて
電話や郵送だけでも大変
平日は仕事があるし……

税金がかかるのか不安……
だれかのアドバイスがほしい

ほくほく 遺産整理業務 のご案内

専門のスタッフが
お客さまを親身にサポートします。

相続の手続きは何度も経験することではないため
さまざまな悩みや不安がともないます。
お困りのときは北陸銀行へお声かけください。

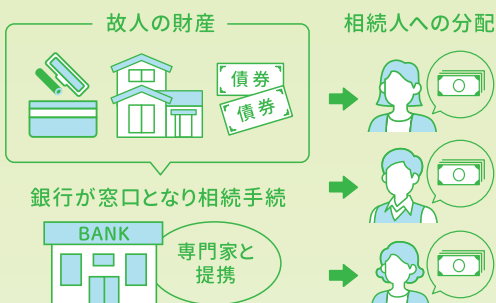
どんなメリットがありますか？

メリット
1

金融機関および外部専門家(税理士、司法書士)での
手続きについて、書類の準備から提出までを当行が
行うため、お客さまのご負担が大きく軽減されます。

メリット
2

第三者である北陸銀行が、手続き漏れがないよう丁寧に
財産を調査するため、遺産内容の透明性が高まります。



メリット
3

遺産分割協議書作成のお手伝い、相続人
への書類の郵送なども行います。

メリット
4

外部専門家と連携し、手続き全体の期日
管理を行いますので安心できます。

※ご相談は無料ですが、本商品をご利用いただく際に手数料等が必要となります。※一部業務にあたっては必要に応じて外部専門家を紹介する場合がございます。

〜くわしくは下記お問い合わせ先までご照会ください〜

【お問い合わせ先】 北陸銀行リテール推進部 信託チーム

TEL.076-423-7111 (受付時間: 平日9:00~17:00)

お近くの支店でもご相談をお受けします



(2024年6月現在)

発 行 富山市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024 年 10 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を富山市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

おくやみコーナーについて

ご予約ください

☎ 076-443-2050

(予約受付:平日9時～12時、13時～16時)

▶市の公式ラインから予約、または上記電話で予約

※予約枠に空きがある場合は、予約なしでもご利用いただけます。

但し、ご予約いただいた方を優先してご案内しております。

ライン予約↓

